

9月6日(金) 第12回裁判(口頭弁論)を傍聴しましょう!

☆今回の裁判は、午後1時15分開廷です!



みんなで
マイクロバスを用意いたします。

*バスご利用ご希望の方は、8月30日までに「竹ん子の会」事務局までお知らせください。
TEL 090-4437-7798

出発時間：9月6日(金) 12時15分

集合場所：御船町スポーツセンター駐車場付近

9月6日(金)は、住民訴訟の法廷が開かれた後、御船町が新たに訴えられている「ヤスジマ裁判」と、御船竹バイオマス問題(株)が途中で抜かれた資本金の返還を求めて、(株)熊電施設を相手に起こした「不当利得返還請求裁判」計三つの裁判があります。大変良い機会ですので、今回は三つの裁判を傍聴しませんか。

第12回裁判(口頭弁論)傍聴日程

- 12:15 集合・出発
- 12:55 到着・門前集会
- 午後1:15 住民訴訟開廷(101号法廷)
- 2:00 ヤスジマ裁判
- 2:30 不当利得返還請求裁判
- 3:00 裁判後説明会(京町会館)
(ヤスジマ裁判・不当利得返還請求
裁判も合わせてご説明いたします。)
- 3:40 説明会終了・出発
- 4:30 御船着・解散



重要 ヤスジマ裁判・不当利得返還請求裁判

*裁判の概要については、3ページをご覧ください。

今回の裁判で証人尋問の日時や、尋問時間など証人尋問のスケジュール詳細が決まります。また、町長と町職員の供述調書(尋問で主張したいことをまとめたもの)も提出されます。

証人尋問直前の大事な裁判です。是非皆さんで傍聴に行きましょう!

平成25年度 ご支援のお願い!

竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会では、広く支援者を募っております。

正会員 一口月額1,000円(何口でも可) 賛助会員 一口1,000円(何口でも可)

会の口座【〒はるる口座 記号17160番号33459351竹バイオマス問題住民訴訟原告支援者の会】

お問い合わせは、竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会事務局 電話090-4473-7798 まで

竹ん子の会

ニュースレター

御船竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会

特別号

竹ん子の会 会長 吉井博
電話 090-4473-7798

御船竹バイオマス問題住民訴訟

住民説明会を開催します!

山本町長と 会社社長の証人尋問決定!

町に約3億円という巨額な被害が生じた『御船竹バイオマス問題』ですが、熊本地方裁判所において『住民訴訟』が起これ2年が過ぎました。

これまで双方の主張を出しあい、私達も独自に調査を進めて来ました。その中で新たに判明した事実もあります。

そしていよいよ、この秋には町長や御船竹資源開発社長等の証人尋問が行われます!

しかし、町から裁判について何の情報提供もありません。

つきましては、裁判の現状や裁判で明らかになった真実などを皆様にお知らせするため、住民説明会を開催いたします。

説明会にはどなたでも参加できます!
皆様ぜひお越しください!

住民訴訟って
今どうなっているの?



入場無料

日時 9月7日(土) 午後7時30分

場所 御船カルチャーセンター2階 大会議室

弁護士の先生方による解説と質疑応答の時間も設けます。

…大切にしたいこと…

- ・竹バイオマス問題の真相究明
- ・「竹バイオマス問題がなぜ起こったのか」「このような問題が今後起こらないためにはどうすればいいのか」を住民目線で考える

*「竹ん子の会」のホームページもご覧ください。 <http://takebio.mifune.org>

ほんとに
びっくり! 町は…



こんな主張をしています!

責任転嫁、矛盾、そして、町が果たすべき役割を放棄したような主張ですが、これが町の公式見解です!

会社へ約3億円を支払った行為は門前払い!

会社へ補助金約3億円を支払ったことについては、期限が過ぎているため裁判の対象にはならず、門前払いにすべき!



私たちは、土地も従業員も自己資金もない会社に補助金を支出したことが違法であり、そのことが結果的に町民に不利益を与えたということを訴えてきました。裁判所では、被告の門前払いの主張は却下され、会社へ補助金約3億円を支払った行為についても裁判の対象とされました。

約3億円は国に返さなくてもよかった!

約3億円の補助金は国に返還しなければならない状況ではなかったし、法的にも返還する義務はなかった! 町長が誤解を受ける発言をしたとしても、議会は独立しているため補助金の返還を決めたのは議会の責任!!



議会で町長は「今日議決しないと国からの返還命令が出て、約5千万円の加算金を余分に払わなければならなくなる」と主張し、議会に約3億円を国に返還する予算案の議決を迫りました。しかし裁判では「実際は加算金がかかるような状況でも法的に返還する義務もなく、国へ返還したのは議会の責任である」等、矛盾と責任転嫁に満ちた主張を繰り返しています。

補助金を会社に交付するのに会社の審査はいらない!

そもそも町に、交付相手の事業資金や事業成立の可能性など審査する義務は無い!



町民が望んでいる竹林再生をすると言った会社(御船竹資源開発)は、土地も従業員も自己資金も無い会社でした。しかし町長は「いい話をしているから補助金を支払った。町には会社の状態や、事業成立の可能性などを審査する義務はない」と主張しています。あまりにもいい加減な話です。

びっくりするような主張(言い訳?)はこれだけではありません!
「竹ん子の会」のホームページには、町の主張が全部載っています。是非ご覧ください。

御船竹バイオマス問題では、 「住民訴訟」のほかに、いくつもの 裁判がおこなわれています。



ヤスジマ裁判

「株式会社ヤスジマ」が、御船町と御船竹資源開発(株)役員に対して約3億1500万円の支払いを求める裁判を起こしています。この裁判の結果次第では、御船町に新たな負担が生じかねない重要な裁判です。



約1500万円
補助金流用事件

約3年も前に議会で明らかになりながら町は何の対応もしませんでした。町民有志による告発を受け、平成24年8月、会社と会社社長に対し「違法に補助金を流用した」として罰金刑の有罪判決が確定しています。



流用補助金
返還請求

補助金流用事件の有罪が確定、町民からの要望もあり町もやっと会社社長に対して損害賠償請求を決めました。しかし、会社社長以外の役員に対しては未だ法的責任の追及をためらっています。



不当利得
返還請求

御船竹資源開発(株)が、同社の役員を訴えるという大変わかりにくい裁判ですが、この裁判次第では、一文無しの会社に2400万円のお金が戻ってくる事態も考えられ、御船町としては、注視すべき裁判です。

このようにいくつもの裁判がおこなわれていること自体「御船竹バイオマス事件の異常性」を如実に物語っているのではないのでしょうか。

いくつもの裁判がおこなわれているながら…

町は会社から 本気で3億円を取り戻す裁判をしていません!

町は、会社に対しては裁判を起こしたものの、資産のない会社から約3億円を取り戻すことは非常に難しいのが現実です。もし、本気で約3億円を取り戻したいのなら、会社役員全員に対して「損害賠償請求」の裁判を起こすことが必要です。

町も過去、議会において「会社役員全員に対して、法的責任を追及する」等と明言していました…しかし…

町はこの裁判を起こしていません!

町は、「事業がうまくいかなくなってから会社とは対立関係にある」と裁判で主張しました。対立関係であるなら当然裁判を起こすべきです。

約3億円という巨額な税金を、町が本気で取り戻そうと考えているとは、とても思えません。

*住民訴訟以外の裁判について、詳しくお知りになりたい方も、是非住民説明会においでください。どなたでも参加できます。